平成29年度川口市福祉・就労支援連携事業計画(案)

1 事業内容

川口市福祉・就労支援連携事業の実施に係る協定第2条の川口市福祉・就労支援連携事業を実施するため、埼玉労働局(ハローワーク川口)は、生活保護の申請者、生活保護の受給者、ひとり親家庭における父若しくは母等であって生活が困窮している者、さらには、生活困窮者自立支援制度の相談者や支援対象者など(以下「生活困窮者」という。)に対する職業相談、職業紹介を行ない、川口市は、就労促進や生活援助などに資する相談を行っている。

川口市と埼玉労働局(ハローワーク川口)は、生活困窮者に対し、求人開拓、セミナー開催等の事業を連携して実施する。

2 実施事業

(1) 職業相談・職業紹介

川口市と埼玉労働局(ハローワーク川口)は、就労支援コーナーにおいて、 生活困窮者に対し職業相談、職業紹介を行ない、就労開始により生活困窮者 の自立助長を図る。

平成29年度は、408 人以上の就職(うち 282 人以上が紹介就職) を目標とする。

(2) 就職支援セミナーの開催

職務経験の少ない者、前職より長期ブランクのある者等に対し、面接の受け方を中心に履歴書の書き方等のセミナーを開催する。

平成29年度は、3回以上開催する。

(生活保護受給者対象セミナー2回・児童扶養手当受給者対象セミナー1回)